

宇陀市社会福祉協議 会計年度任用職員（臨時職員）登録受付のご案内

宇陀市社会福祉協議会では、会計年度任用職員（臨時職員）として働くことを希望される人に、あらかじめ希望する職種や勤務時間及び曜日などを登録していただくものです。

条件に合う方を選考し、面接審査などを経て決定します。

【注意】

※この登録とは別に、社協だより、ホームページ、ハローワークなどを通じて募集することがあります。

※登録した場合でも必ず採用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

◆登録募集職種 ①事務職（社会福祉協議会の業務全般）

②保育士（児童発達支援事業所にじいろこあら療育）

③家計改善支援員（生活困窮者に対する相談支援業務）

◆登録受付期間 令和7年12月25日（木）から随時

◆登録有効期間 令和10年3月31日まで

◆勤務日時 原則として月曜日から金曜日の週5日以内

午前8時30分～午後5時00分

（内 1時間の休憩 実7時間30分勤務）

その他：本会職員就業規則による

◆賃金等 本会の規程による

◆登録方法 登録申請書および必要な書類を添付の上、宇陀市社会福祉協議会へ提出してください（郵送可）

【必要書類】

①事務職は、福祉に関心がある方なら資格は特に必要ありませんが、社会福祉主任用資格または社会福祉士等の資格があればその写し

②保育士は、保育士資格証の写し

③家計改善支援員は、生活困窮者等に対する支援業務に関心がある方なら資格は特に必要ありませんが、社会福祉主任用資格または社会福祉士、ファイナンシャープランナー等の資格があればその写し

◆問い合わせ・申込書提出先

社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会

<所在地>〒633-2221 宇陀市菟田野松井486番地の1

（宇陀市役所 菊田野地域事務所 3F）

<電 話>0745-84-4116 <IP電話>0745-88-9202

登録から採用までの流れ

- ① 登録申請書を宇陀市社会福祉協議会へ提出（登録）
- ② 登録された人の中から条件に一致する人を抽出し、試験の候補者を決定
- ③ 面接試験を実施し、合格となれば採用